

川環保発第195号
令和5年3月8日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 榊原 秀忠 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和4年9月30日執行の環境部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

契約事務について（環境保全課）

環境保全課の賃貸借契約において、再リース契約が契約事務の手引きに則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

今年度においては、再リース契約は実施せず、新たに電子複写機の賃貸借契約を締結したところです。今後につきましては、契約事務の認識を改善し、契約事務の手引きに則って事務を執行して参ります。

財産管理について（環境保全課）

環境保全課の備品管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが散見されたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

登録が漏れている備品に関しましては登録を行い備品シールを貼付し、また、返納済みの備品に関しては、すみやかに廃棄処理を行いました。今後につきましては、備品管理を徹底して参ります。

